

特集 地域でとりくむ子どもの権利

神奈川

かわさき子どもの権利フォーラムの結成

やまだ まさた
山田 雅太 (かわさき子どもの権利フォーラム 代表)



設立集会で発表するおとなになった子ども委員

私たちは、2017年8月20日に「かわさき子どもの権利フォーラム～ちがいが豊かさとしてひびきあう「まち」をめざして～」という団体を立ち上げました。この団体を立ち上げた理由は、「子どもの権利」の視点にたって、もう一度、川崎市の子どもの実態に目を向け、子どもたちが川崎市の中で笑顔でくらしているのか、「子どもにやさしいまち」であるのか、一人ひとりの違いが社会の豊かさと結びついているかを、自分に、地域社会に、市民の皆

様に問いかけ、ともに考え合っていきたいという思いからでした。

私は、16年前に「川崎市子どもの権利に関する条例」の設置にほんの少し携わりました。私の条例に対するささやかな活動は、子ども委員として応募してきた小学生や中学生や高校生のサポーターの皆さんと「権利」について考え合うという役割でした。200回を超える市民集会や説明会を行う中で、子どもたちは大人たちからの問いかけに真剣に考え、自分たち

NEWS LETTER No.129 CONTENTS

特集 地域でとりくむ子どもの権利

- 神奈川：かわさき子どもの権利フォーラムの結成 1
- 高知：「子どものチカラ」を信じよう！
ー「土佐っ子タウン」「こうちこどもファンド」の取り組みよりー 3
- 静岡：政策に若者の声を、「わかものまちな静岡」の挑戦 4
- 大阪：「子どもにやさしいまち」と「ワンピース」
ー四條畷市子ども基本条例の制定などー 6
- 熊本：熊本地震から1年5か月 7
- APDEC・アジア・太平洋フリースクール大会**
- 世界15ヶ国の子ども、若者、親、スタッフが参加 8

子どもの権利条約フォーラム交流合宿

- 信州（2017年）、関西（2016年）、愛知（2012年）の
子ども実行委員らで交流 9

子どもの現場と子どもの権利条約

- 自立援助ホーム流「子ども会議」..... 10

- ようやく日本政府が報告書を提出！

- ー国連・子どもの権利委員会・第4回、第5回統合報告書からー.....11

本の紹介

- 竹原幸太『失敗してもいいんだよー子ども文化と少年司法一』.....12

の答えを見つけていきました。子どもに対するおとなたちからの問いかけは、主に「権利を知ると子どもがわがままになる」ということや「権利を主張するなら義務を果たすべきだ」ということでした。

子どもたちは、こうしたおとなからの問いかけに対して、「権利と義務は二項対立的に存在するのではない」「権利をきちんと学習していないから『わがまま』になるのではないか」「権利とは、何かしなければ与えられるというものではなく、生まれながらにして、いや、お母さんのおなかにいるときから持っているものだ」「集団の中で意見が対立したら、私たちもよく話し合えばいい」「集団の中の個が大切か、個の確立した集団が大切か」などの意見が子どもたちから出たことを良く覚えています。このような話し合いそのものが「子どもの権利学習」であったと思っています。そして、集会の中で、何度も繰り返し、厳しいやり取りをするおとなたちを見て、子どもたちは最後にこういうメッセージを遺しました。「おとなが幸せにいてほしい」と・・・。

私は、この子どもたちのメッセージを胸に抱いて学校現場に戻り、子どもの権利学習を退職するまで実践し続けました。おとなも、子どもも、権利についてしっかり学習することがすべての幸せにつながるということを信じ、子どもの権利学習を行ってきました。これが、子どもの権利条例策定に関わった私のささやかな誇りでもあり、自負心でもありました。

今、条例設置から、16 年が経過しました。「子どもの権利」についてのおとなや子どもの学習は進んだのでしょうか？川崎市から虐待やいじめ、体罰は消えたのでしょうか？おとなや子どもが幸せにくらせる「かわさき」になったのでしょうか？

川崎市に子どもに関する権利条例が発行された後も、中学校で 2010 年には、「いじめ」により自死してしまう子どもや 2015 年には不登校の子どもが河川敷で刺殺されるという悲惨な事件が起きてしまいました。昨今のこのような不幸な事件を目の当たりにすると、子どもの教育を地域住民参加、保護者参加、子ども参加で取り組もうという川崎市の「地域教育会議」の取組や一人ひとりの違いを認め合い、ありのままの自分を大切にしようとする「子どもの権利に関する条例」の理念が、川崎市の子どもやおとなに十分浸透していないのではないかと考えてくるのです。

川崎市の子どもの権利委員会の実態・意識調査(平成 27 年 3 月)を見ても、子どもの権利条例の認知度は、「知っている」と回答した子どもが 11.8%、おとなが 6.5%、職員が 75.6%という数値です。また、「聞いたことはあるが内容はよくわからない」と回答する割合は、子どもが 33.2%、おとなが 25.4%、職員が 19.6%です。「知らない」と回答した子どもは 54.1%、おとなは 66.8%、職員は 4.4%もいます。

冒頭で、この「かわさき子どもの権利フォーラム」を立ち上げた理由として、もう一度、川崎市の子どもの実態に目を向け、子ど

もたちが幸せにくらせる「まち」になっているのかという課題を、自分に、地域社会に、市民の皆様に関わって、ともに考え合っていきたいと述べさせていただきました。

2016 年 12 月に議員立法で「普通教育機会確保法案」が成立しました。この第 1 条に「この法律は、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約に趣旨のつとり、(後略)」とあります。ようやく、国の教育にかかわる法律の中に「子どもの権利」の視点が入られる時代になりました。私は、この法律を読んで、改めて、川崎市に子どもの権利・条例の理念を広め、深める時が来たのではないかと感じました。今こそ、子どもの権利・条例の啓発活動を行いながら、川崎市の子どもに関わるさまざまな個人、団体と大きな連携の輪を作り、子どもたちや親を支援していく時なのではないでしょうか。

また、全国に先駆けて制定した「川崎市子どもの権利に関する条例」の先進性を、もう一度見つめ直し、市民のチカラで継続していくことも大切だと考えています。行政職員の施策を創り上げる時のエネルギーや熱気は素晴らしいものがあります。でも、職員の皆さんは、短期間でさまざまな職場に異動します。担当を離れるとどうでしょう。新しい仕事に取り組み始めると、前に取り組んだ内容を継続して取り組むということが難しくなってしまう。私は、ある一つの施策を行った時に、継続するエネルギーも大切だと考えています。行政が創り上げた施策を継続するためには、市民のチカラが必要なのだと思います。

どの時代の子どものおとなも迷い、悩みながら生きています。その時に、基本となる理念が必要です。その理念を川崎市は創り上げました。それが「子どもの権利に関する条例」です。私は、これまで自分で学んできた「人権」や「子どもの権利」にかかわる知識や経験を、悩んでいる子どもたちやおとなに伝えていきたいと考えています。そして、私の分からないことは、子どもの支援や大人の支援をしている多くの市民の皆様と手を結び、連携して解決していきたいと思っています。

私は、子どもたちが「かわさきという『まち』」の中で、笑顔で幸せにくらしてほしい、そういう思いを持って「かわさき子どもの権利フォーラム」に参加しています。ぜひ、皆様も、この趣旨にご賛同いただき、ともに活動していただければ幸いです。

子どもの権利条約ネットワーク主催

子どもの権利条約基礎講座

講師» ^{あらまき しげと}荒牧 重人 (子どもの権利条約ネットワーク副代表
山梨学院大学法科大学院教授)

«日 時» 2017 年 10 月 28 日 (土) 13:30~16:30

«場 所» 早稲田大学戸山キャンパス (文学部)

33 号館 16 階 第 10 会議室

お問合せ・お申込み：子どもの権利条約ネットワーク

TEL&FAX:03-3724-5650 e-mail: info@ncrc.jp

「子どものチカラ」を信じよう！

— 「とさっ子タウン」「こうちこどもファンド」の取り組みより —

はたなか ようこう
 畠中 洋行

認定 NPO 法人 NPO 高知市民会議前事務局長
 こうちこどもファンドアドバイザー



「とさっ子タウン」

「とさっ子タウン」は認定 NPO 法人 NPO 高知市民会議が呼びかけて組織した「とさっ子タウン」実行委員会などが主催し、2009 年から始まりました。小 4 ～中 3 の子どもたち約 400 人が、年に 1 回仮想のまち（会場は高知市文化プラザ「かるぽーと」）に集い、2 日間かけてまちを運営する取り組みです。

子どもたちはハローワークにはり出されている求人票の中から、やってみたい仕事を選び、仕事場に向かいます（約 40 業種の仕事ブースがあり、それぞれにその仕事の専門家がボランティアで参加）。働き終わったら、銀行で給料（タウン内の通貨「トス」）をもらいます。給料をもらったら、銀行の隣にある税務署で給料の 10%分を所得税として支払うようになっています（税率は毎年初日に行われる議会により変更したりします）。税金を支払った後は、再び、ハローワークで新たな仕事を選んだり、まちの中で飲食や買い物をしたり、遊んだりできます。また、一定の職業経験を経て資金がたまれば、自分でお店を起業することもできるしくみになっています。

さらに、市長選挙と議員選挙を隔年で行い、市長・副市長と 5 名の議員で、1 日 1 回議会を開催し、まちの課題解決を図ったり、まちの営みをより豊かにするための話し合いを行います。

わずか 2 日間の「とさっ子タウン」ですが、参加した子どもたちには変化が現れます。1 日目の始まり時点では、戸惑いがあったり受動的な様子が見受けられますが、次第に、どうすれば仕事が効率よく進められるか、与えられたプログラムに自らのアイデア

を足していったり、まちの中に不足していることを解決するために起業したり、議会で話し合ったりというように、子どもたち自らで考え行動に移す能動的な姿勢へと変化していきます。こうした経験が、現実のまちや社会のしくみに関心を持つキッカケになっているようです。

「こうちこどもファンド」

「とさっ子タウン」を毎年訪れ、「子どものチカラ」の可能性を実感した高知市長の肝いりで、「自分たちのまちを良くしたい」という子どもたちの想いを実現し支援することを目的に、上限 20 万円までの範囲で活動に対する助成を行う「こうちこどもファンド」を 2012 年に創設しました。「こうちこどもファンド」には、高知市に在住または通学・通勤する 18 歳までの 3 人以上グループで、サポートしてくれる大人が 2 名以上いるという条件を満たせば申し込みができます。

「こうちこどもファンド」の特徴は、提案するのも、審査するのも、実行するのも子どもたちというところにあります。助成は 6 月に開催される公開審査会の場で決定します。公開審査会では、①自分たちの想いを審査員に向けてプレゼンテーションし、②審査員と質疑応答を交わした後、③子ども審査員によるシール投票を行い、過半数の票を獲得したら助成が決定します。

子ども審査員は小・中・高校生で構成されています。子ども審査員はとても真剣で厳しい質問もします。ある子ども審査員

は「質問してあげないと、応募した人たちの想いを皆に伝えることができないから」と言っていました。落とすのが目的ではなく、それぞれの活動を応援したいという子ども審査員の想いが伝わってきます。公開審査会が、応募した子どもたち、審査する子どもたち、さらには大人の参加者にとって学びの場になっていると思います。

2012 年～2016 年の 5 年間で延べ 40 団体が助成を受け活動を行ってきました。ある団体は、郊外の住宅団地の空き地を活用して、野菜作りに挑戦し、いつも公園のお世話をしてくれている老人クラブの皆さんや一人暮らしの高齢者に野菜をプレゼントしたり、収穫した食材で料理し、地域の高齢者の皆さんを招待して交流会を行っています。別の団体は、地域の商店街を元気にする取り組み、地域の人たちと連携した防災啓発の取り組み、まちなかのシャッターに書かれた落書きを消す取り組みといったように、取り組むテーマは様々です。

今後の展望

子どもたちは自ら考え、行動するチカラを持っています。これまでとはすると、大人が「うまくいく道筋」を示すことが多かったのではないのでしょうか。失敗を恐れず子どもたち自ら考え、行動に移せるような「場」を提供することが大切だと思います。子どもが主体になった取り組みは、保護者、学校、地域の組織、企業等、周りの人たちに共感と支援の輪を広げ、多様な人のつながりを紡ぎだすと信じています。



静岡

政策に若者の声を、 「わかもののまち静岡」の挑戦

ど ひ じゅんや
土肥 潤也

〔 NPO 法人わかもののまち静岡 代表理事
早 稲 田 大 学 大 学 院 〕

意見表明ができる場

18 歳選挙権の実現や、地方の人口流出を背景に、子ども・若者の声をまちづくりに生かそうと、全国で「子ども議会」「若者会議」といった取り組みを目にすることが多くなった。今まで若年層が社会や政治に関わることがタブー視されていたことを考えれば、こうした意見表明の場が整い始めていることは大きな進歩である。

しかし、こうした取り組みはまだ発展途上である。子ども・若者から様々なまちづくりへの提案や提言をしてもらう取り組みはあっても、その提言内容を実際に政策化することや、彼らが活動するための予算確保までしているものは数少ない。「貴重な提案をありがとう」と返答するだけでは、お飾り参画、形式的参画であり、参画とは呼べない。

本稿では、子ども・若者のまちづくり参画を実質化させていくための課題について、「わかもののまち静岡」の挑戦を事例に考えていく。

「わかもののまち静岡」の挑戦

我が静岡県は、2014 年の人口動態調査で前年比 2 万人減、全国第 2 位の人口減少率で、北海道に次ぐ数だった。とりわけ若年層の流出率が高く、当時大学生だった私は、ひとりの若者として他人事ではないと感じた。

県内の自治体では、「どうしたら若者が残ってくれるか、移り住んでくれるか」「これからのまちの未来をどのように描いていくか」など、人口減少社会への対応について活発に議論をしていたが、そこに当事者である若者の姿はなかった。

静岡の未来について議論をする場に、これからも長く生き続ける若い世代の参画がないままでは未来がないと危機感を抱き、静岡市内でまちづくりや社会活動に取り組む高校生、大学生の団体の代表者に声をかけ、2015 年 5 月に「わかもののまち・静岡 実行委員会」を立ち上げた。同実行委員会では、「静岡市の地方創生総合戦略に若者参画政策を盛り込むこと」を目標に、ロビイング活動を行なった。

【基本理念】
**すべての若者が尊重され、多様な関わりのなかで、
 地域への愛着が育まれるまち**

まちの意思決定に関わる環境づくり	すすんで地域に参画できる環境づくり	若者と地域をつなぐネットワークづくり
・若者の活動支援の拡充すること ・「わかものののまち静岡」の宣言 ・「静岡まちづくりわかもの会議」の発足を目指す ・若者が地域に参画しやすい環境整備を行うこと ・若者の地域活動拠点をつくる ・若者の活動への財政支援	・若者の声をまちに届ける ・「静岡わかものフォーラム」の開催 ・「わかものののまち静岡」の制度としての確立を目指す ・「わかものののまち静岡推進条例」の策定 ・静岡県青少年問題協議会への若者委員の参画義務付け	・若者と地域の窓口を確立する ・ユースコーディネーターの設置 ・地域と共に育つ、わかものののまちを目指す ・学校や地域、行政参加によるわかものまち地域協議会の設置

「わかものののまち静岡提言書」の全体図（2015年）

「わかもののまち静岡」というコンセプトは、UNICEF の「子どもに優しいまち(Child Friendly City)」と、石川県金沢市の「学生のまち・金沢」に着想を得たものである。静岡市の現状について個別具体的な提案（例えば、労働政策や交通政策など）をするのではなく、持続的に若者の声が届けられ、その声が実質化するように、参画の枠組みを整えることを求めたのが特徴である。

同年 8 月には、「すべての若者が尊重され、多様な関わりのなかで、地域への愛着が育まれるまち」を基本理念にした提言書を取りまとめ、13～25 歳までの約 2,000 名の賛同書とともに静岡市長に提出した。その後、提言内容は「わかもののまちの推進」として、静岡市総合戦略の重点事業に盛り込まれることとなった。

提言内容が盛り込まれたことを機に、実行委員会は団体化し、現在は NPO 法人として活動を続けている。また、静岡市においても重点事業として盛り込まれたことから、若者の声を市政に反映させるための「静岡市わかもの会議」が立ち上がり（現在は、「高校生まちづくりスクール」）、会議全体のコーディネート「わかもののまち静岡」が担当した。

同法人では、このほかにも焼津市で中高生世代の地域交流拠点「若者ぶらっとホーム やいばる」の運営など、若者のまちづくり参画に関わる活動を行なっている。

「わかもののまち静岡」での提言活動は、実際に政策化したという点でひとつの成果になったと考えている。子ども・若者参加の仕組みをつくる段階に、当事者が参加するということはほとんど

考えられないが、その仕組みづくり自体を若者側から提案したことは、静岡の実践の特徴である。

若者の声を実質化するために

全国に広がる子ども・若者のまちづくり参加の取り組みは、提案することがゴールとなっていることが多い。しかし、本当のゴールは、彼らがまちづくりの主人公として参画することで、マイノリティ化する若年層の意見をまちに取り入れ、持続可能な民主主義社会を実現することにある。

そうした意味で、提案だけの活動では物足りず、彼らがまちづくりの主体として実際に活動を始められる機会の整備も求められる。また、提案活動であっても提案後に「どの部分は取り入れられそうか」「なぜできないのか」を詳細に説明する必要がある。

改めて、なぜ子ども・若者参画が必要かに立ち返り、自分自身の実践も見直していきたい。「わかもののまち静岡」の挑戦はまだ始まったばかりである。



「子どもにやさしいまち」と「ワンピース」

し じ ょ う な わ て し

ー 四條畷市子ども基本条例の制定など ー

とみた みのも
富田 稔天理大学／四條畷市人権協会アドバイザー
四條畷市人権文化をはぐくむまちづくり審議会前会長

子どもの権利に満たされたまちを「子どもにやさしいまち」とよぶ。いま、子どもたちは、虐待・いじめ・体罰・暴力、不登校、貧困など厳しい現実のなかにいる。このように状況を地方自治のもとで、子ども支援と子どもの権利の視点や方法で解決していくための考え方が「子どもにやさしいまちづくり」である。

大阪府の東北部に位置し、東西に広がる、人口約 5.5 万人の四條畷市では、これまで「子どもにやさしいまちづくり」に積極的に取り組んできた。1994 年、「子どもの権利条約」が日本において批准されると、解説パンフレットをいち早く作成し、市民啓発をおこなっている。2003 年、子どもの人権尊重と健全育成に関する「次世代育成支援対策推進法」に基づき「なわて子どもプラン」を策定した。2009 年には、「人権行政基本方針」、2011 年に策定された「人権行政基本方針に基づく行動計画」（筆者は主筆として関わる）で具体的な施策に着手した。この行動計画は、「子ども自身が、一人ひとりの人権を大切にすることを育むよう、関わりを持つ家庭、学校、地域等様々な人々が、子どもの自由や自己決定を大切にできる子育てができるよう環境整備に努める」ことを重点目標として掲げている。

そして昨年、地方自治体の子ども施策の基本姿勢を示す法規範である「四條畷市子ども基本条例」を制定した。この「子ども条例」は、子ども施策をさらに大きく前進させ、いまを生きる子どもたちの自己肯定感と豊かな成長を支援し、子どもの権利のための施策につながっていく上で大きな意義を持つ。

もちろん「子どもにやさしいまちづくり」を推進していくには、行政・関係機関・市民・NPO 等による連携・協働が欠かせないことはいまでもない。当市でのその一つの試みが官学連携活動である。天理大学教職課程同和教育特論講座は 2010 年から、人権教育・啓発の推進のために教育、文化の分野において自治体と連携、協力をおこなってきた。本講座が持つ知的資源や人的資源を活かした社会貢献を目指している。たとえば、次のようなプロジェクトを立ち上げた。①担当教員による課題解決のための調査・分析・企画・政策提案（研究）、②学生を中心とした課題解決のための調査・分析・提案（課題解決型学習）、③学生・教員の自主的な活動（幼児・児童への人権・平和学習、ボランティア、社会活動）などである。代表的なものとして、2012 年 2 月に四條畷市が実施した「市民人権意識調査」の集約結果を大学生の

視点で分析と人権平和展や市民の集いの「子どものあそびコーナー」で直接子どもたちとのふれ合いを、取りまとめた「子どもの人権」に関わるレポート報告がある。ここでは、それらの端緒となった事業を紹介する。

2011 年に始まった夏休みキッズランド「平和・人権講座：天理大学生とワクワク☆ワンピース」（四條畷市教育部公民館事業）である。タイトルからわかるように、平和のピースとアニメのピースをかけている。子どもたちがたくさん集まる魅力的な事業にしたいとの思いから、ネーミングにこだわった。子どもたちへのリサーチを実施したくらいである。

その成果は絶大。申込み受付と同時に定員を越える。当日キャンセル待ちと参加者が会場入り口付近で混雑する。毎回内容を見直し改善を図り、夏の風物詩と呼ばれるまでに成長した。反響が大きく、市内の教員の 2 年経験者研修に指定されたり、教育長・教育部長の参観もおこなわれる。コンセプトは、友だちと遊んで学ぼう／平和について友だちと一緒に考えよう／多様な価値観に触れ合おうとし、ねらいを友だちをつくる／友だちとつながる／人権・平和に関して、友だちとつながることから学ぶ／自分たちで平和について考え、行動をおこす強い思いを持つ／「子どもの権利」について考えると設定している。プログラムは、以下のとおりである。⑤「ワンピース」の主題歌をみんなで歌う。「子ども条例」制定後は、「子どもの権利条約フォーラム in 関西」のスタッフ協力を得て、より主体的に自らの権利について向き合えるプログラムの工夫に努めている。

子どもたちから例年寄せられる、「楽しかった」「来年が待ち遠しい」「あったかい思いが伝わった」「平和ってすごいんだなあ」「平和っていいな」などの声に耳を傾け続けたい。そして当市の子どもたちがありのままの自分であること、自由に遊び、安心して人間関係を創り合うことができる居場所、発信の場と位置づけ、「子どもにやさしいまちのネットワーク」の一翼を担う強固なプロジェクトとなるよう進めていきたい。



熊本地震から 1 年 5 ヶ月

すなかわ ますみ
砂川 真澄

(特定非営利活動法人くまもと子どもの人権テーブル)

熊本地震から 1 年 5 ヶ月になろうとしています。被災した建物の公費解体が進み、住宅街などでは更地が目につきます。古い家が建っていた所では、「売地」「管理」の看板が立つことが少なくありません。自宅の再建が厳しい方たちがたくさんいるのです。

2016 年度、くまもと子どもの人権テーブルのモットーは、「無理をしないで続けよう」でした。ところが、2016 年度に実際に提供したプログラム回数は、年度計画の 24 回をはるかに上回る 33 回。助成金等の支援が得られたのが一番の原因ですが、こういうときだからこそ頑張りたい、というメンバーの意識が知らず知らずのうちに働いたのでしょう。

しかしながら、そういう活動の有り様を反省させられたできごとがありました。この 6 月に益城町在住のメンバーが脳卒中で倒れたのです。地震後しばらくは公民館で避難生活を送り、職場も被災したためダブルワークで多忙だったにもかかわらず、ずっとくまもと子どもの人権テーブルの携帯電話を持ち続けてくれたスタッフです。ぜひ被災地を見てほしいと、被災地見学会を提案し、益城町の被災地域を案内してくれたこともありました。元気そうに見えても、被災の疲労とストレスはいろいろな形で彼女に蓄積されていたことを改めて思い知らされました。嬉しいことに、面会の度に快復の様子がうかがえ、先日は会報誌に掲載するための座談会にも参加してもらうことができました。さらなる快復を祈っています。

2016 年度は復興、支援に向けた他団体との連携活動にも取り組みました。被災した子どもたちにけん玉を届けたいという申し入れや花火を贈りたいという相談、医療支援団体から社会資源を紹介してほしいという依頼等を受け、県外の支援希望を適切な受け入れ先につなぐコーディネートを行ったのです。こんなにも熊本の子どものことを思ってくくださる方たちが県外にいることを知り、わたしたちもまた大いに励まされました。

熊本地震後、力を入れているのはいじめ防止の取り組みです。地震後、さまざまなストレスが子どもたちを襲い、それがいじめという形で現れることを懸念していたからです。幸いなことに、

東京エレクトロン九州さんからは 2 年連続でいじめ防止の活動に助成金をいただき、熊本公徳会さんからは 2016 年度は助成として、2017 年度は共催という形でいじめ防止プログラムの提供を支援していただいています。

2016 年と 2017 年の 8 月には、NPO 法人ユース・ガーディアンさんの呼びかけに賛同して、「いじめ自殺防止のための共同宣言」も出しました。

数年前から宮崎でもいじめ防止プログラムの実践が始まりましたが、今年 6 月に「ストップ！いじめモードプログラム」リーダー養成講習会を初めて宮崎で開きました。

さまざまな団体とつながることで活動が広がっていくことを改めて実感しているところです。

地震後、ミーティングを開くのに不自由をしていましたが、今年の 5 月に熊本市市民活動支援センター「あいぽーと」のフリースペースが再開されたため、駐車場問題が解消し、夜間の会合がようやく持てるようになりました。

ただ、「あいぽーと」の夜の利用者はあまり回復していないようで、地震前はフリースペースのテーブルのほとんどが埋まっていたのに、いまは閑散としており、利用者がわたしたちだけのこともあります。地震の影響で、市民活動ができなくなった人たちや、活動スタイルが変わった団体があるらしく、気になるところです。

まだ自宅マンションの工事が続いている人がいます。地震の恐怖を忘れられない子どもたちを身近に見ているという人もいます。「がんばろう、熊本」の声が大きすぎて、不安や悲しみを訴えにくい、という人もいます。いろいろな人がいて、復興や回復のペースは人それぞれであることを心に留めながら、活動していきたいと思います。



東京エレクトロン九州さんの助成金で作成した「いじめ防止ストラップ」

世界 15 ヶ国の 子ども、若者、親、スタッフが参加

あさくら かげき
朝倉 景樹(APDEC 開催実行委員会委員長・シュレ大学 スタッフ)

2017 年 8 月 1 日から 5 日まで国立オリンピック記念青少年総合センター(東京都渋谷区)を会場にフリースクール全国ネットワークの主催で APDEC : アジア・太平洋フリースクール大会が開かれました。APDEC : アジア・太平洋フリースクール大会(以下、APDEC)は Asia Pacific Democratic Education Conference の日本語大会名です。アジア・太平洋地域のフリースクールやホームエデュケーションで育てている子ども・若者、親、スタッフ、関心を持つ学生・市民が集まる大会です。今年はアジア・太平洋地域に限らず欧米も含め 15 カ国(韓国、台湾、香港、オーストラリア、インド、インドネシア、スイス、マレーシア、フィリピン、中国、イスラエル、ドイツ、イギリス、アメリカ、日本)から約 500 人が参加しました。約半数が海外からの参加者でした。



この大会は IDEC(世界フリースクール大会)を基盤に始まりました。IDEC は 1993 年に始まったフリースクールの世界大会で、ほぼ毎年世界のどこかでフリースクール等がホストになって開かれてきているものです。この IDEC の中でアジア・太平洋地域版の IDEC を開きたいという話をおよそ 10 年暖めてきて、去年ついに第 1 回大会を台湾で開きました。その第 2 回の大会がこの東京 APDEC です。

去年の大会ではホリスティックスクールというフリースクールの OBOG が中心になって心温まる出会いが出来ましたが、それぞれの地域の様子やお互いのフリースクールのことを知り合うことはあまり出来ませんでした。今年は、お互いの地域の事情やフリースクールのことを知り合って次のステップを踏み出そうと考えました。

去年の大会ではホリスティックスクールというフリースクールの OBOG が中心になって心温まる出会いが出来ましたが、それぞれの地域の様子やお互いのフリースクールのことを知り合うことはあまり出来ませんでした。今年は、お互いの地域の事情やフリースクールのことを知り合って次のステップを踏み出そうと考えました。

そこで、午前中は韓国、台湾、オーストラリア、インド、日本のそれぞれの地域のフリースクールの様子、歴史について基調講演の時間を設けました。また、フリースクールでの基本となる「フリースクールの自由について」をサマーヒルスクール(イギリス)のスタッフに、「これからのフリースクールについて」を世界のフリースクールの運動のリーダーのように活躍されているヤコブ・ヘクトさん(イスラエル)に基調講演でお話頂きました。8 本の基調講演はすべて英語、韓国語、中国語、日本語の同時通訳で聞くことができ、英語がわからなくて参加できるということでもとても好評でした。

この大会は、参加者が作りあう大会ということも特徴です。基本的には午後は、参加者が思い思いに企画を立てて意見交換でも、講演でも、一緒にダンスを踊るということもできる持ち寄り企画の時間でした。同時に 5 つ子どもの権利条約 第 129 号・2017 年 9 月 15 日

から 6 つの会場で並行して様々な企画が行われました。10 代の若者たちがお互いの体験を語り合うものもあれば、確保法について発表し意見交換をする企画もありました。その他にも参加フリースクールが展示を前に説明をするフリースクールフェアや、フリースクール訪問の企画があったり、夜にはフリースクールの映画をみたり、参加者が歌や踊りを披露する時間もありました。

大会の運営はシュレ大学の学生たちを中心にフリースクール全国ネットワークに参加しているフリースクールの子ども、OBOG、スタッフが担いました。

フリースクールは 20 世紀初頭に欧米で始まったと言われます。日本でも戦前は窓際のトットちゃんて知られるトモエ学園など今日でいうフリースクールに相当する場がいくつも生まれていました。新教育といわれたこの波は第二次世界大戦で苦難を余儀なくされますが、1960 年代に欧米で高まりがあり、80 年代以降は世界の各地で地道に広がり世界大会を毎年持つまでに厚みを増しています。このアジア・太平洋地域でも確実に広がりを見せています。

先行するオーストラリアやニュージーランドでは、子どもが主体の遊びを大人が邪魔をしない、そして、子どもが一生に及ぶ自分が主人公の学びに出会っていくという遊び・学びが、就学前教育・初等教育を中心に実践されています。アジアでは特に韓国、台湾、日本で活発な動きがあります。韓国、日本ではフリースクールのネットワークも結成され活発な動きがあり、台湾ではフリースクールやホームエデュケーションを後押しする制度も出てきています。日本ではその動きと不登校が分かち難くあります。韓国や台湾では教育の行き詰まり状況に風穴を開ける教育として勢いを得てきました。共通する社会背景を持ちながら、必ずしも同じではない状況も持ち、独自の点と共通点を持つそれぞれが、大いに語りあうという開かれた交流のページを付け加えることが出来たと感じました。

来年は 11 月にインド・バンガロールで開催されます。今回の大会については専用のホームページをご覧ください(<http://2017.apdec.org/jp/>)。また、次のインド大会に資金を送るなどの資金作り等をまだ続けています。今大会のみならず次回の APDEC の資金作りにもなりますので、実行委員メンバーがデザインしたグッズ等もご協力頂ければ幸いです。



信州（2017 年）、関西（2016 年）、愛知（2012 年）の 子ども実行委員らで交流

子どもの権利条約フォーラム 2017in 信州実行委員会

今回私たちは、子どもの権利条約フォーラムを信州で開催するにあたり、これまでフォーラムを開催した地域の子ども実行委員の方やサポートしていた大人の方々の話を聞きたいと思い、2012年にフォーラムを開催した愛知と2016年にフォーラムを開催した関西の方々に協力いただき、7月29日、30日の1泊2日愛知県春日市少年自然の家にて交流会を実施しました。

合宿には30人ほどの大人と子どもが集まり、まずは権利についての学習会を行いました。この学習会ではまず「オークション」というワークショップを行いました。このワークショップは「いつでも好きな人に会える権利」「誰にも差別されない権利」「無料でいつでも、どんな教育でも受けられる権利」などいくつかの権利があり、それを各自持ち金 5000 円の中でいくら払ってその権利がほしいかを決め、グループの中で一番高値を付けた人がその権利をもらえるというゲームです。

このワークショップを通して感じたのは、自分が絶対に欲しいと思って高い値段を付けた権利を他の人はそんなに値段をつけていなかったり、逆に自分が0円にしていた権利に高い値段をつけていたり、大人と子どもでも欲しい権利が違っていたりと、人によってどんな権利がほしいかが全然違っていろいろな考え方があるんだなと思いました。

その後、もう一つカードゲームをやりました。このカードゲームはお題を出す人が42条ある中から自分の好きな権利を選び、いろいろな絵を組み合わせで表現をし、ほかの人が当てるというゲームです。小学生から大人も一緒の中でどんな権利があるのかを楽しく学ぶことができました。この記事の写真もある権利を現したものです、どの権利なのか考えてみてください。（答えは最後にあります）

その他にも2日間を通して愛知と関西それぞれのフォーラムを開催した方たちからどのように準備をしてきたかについてご報告をいただいたり、「大人と子どものいい関係をどうつくっていくか」「10年後の子どもについて」などいろいろなテーマで大人と子どもの意見交換をすることができました。

以下、参加した子どもからの感想を載せましたのでご覧ください。

<長野メンバー（高校生）>

今回僕は初めて子どもの権利について関わらせて頂きました。合宿内での話し合いを通して、普段当たり前に行っている事で欠かせないものや、改めて気づくことができました。また、子どもはこうあるべき！など、色々な人の意見が聞けて良かったです。僕は初対面の人と話すのは苦手なので、初対面の人とはあまりはなせないのですが、アスレチックなどの遊びでの交流を通して、友達が増えました！！また、大人の方達とも話し合いができ、とてもいい機会でした。子どもの権利条約フォーラム in

信州に向け、頑張っていこうと思います！

この度の愛知合宿では今年行われる信州でのフォーラム実施に際して関西、愛知の方からお話をお聞きし、意見を交換することが出来ました。僕にとってはこども権に関わるのはこの合宿が初めてで子どもの権利に関する事は正直知りませんでした。しかしこの合宿を通して今一度権利とはなにかを考える良い機会となりました。

そして、なにより思ったのが自分の意見を言えることの素晴らしさです。小中学生の純粋な意見や大人の方々の子どもとの共生に関する真っ直ぐな考えがとても感動しました。

今回の合宿で大切なことをたくさん学ぶことが出来ました。ありがとうございました。

<関西メンバー（小中学生）>

・自分の意見が言えたので良かった。緊張した事もあったけど、自分の精一杯を出せたので良かったです。

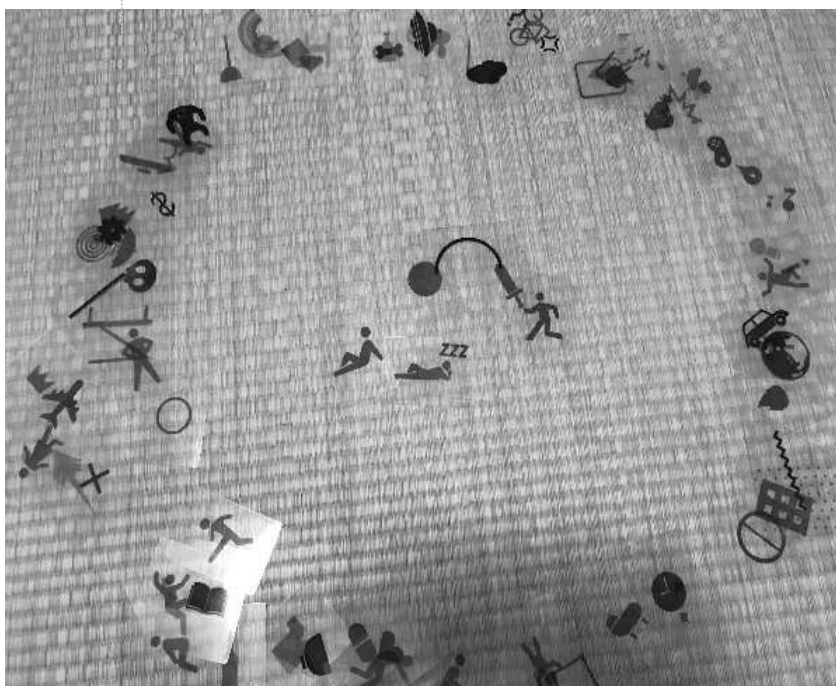
・感心、納得する意見がたくさん出ました。高校生の人たちの意見は少し難しかったけど、納得する意見ばかりです。がだと思いました。

・一人一人違う考え方があり、面白かったです。自分の意見もきちんと言えて良かったです。世界で権利が守れる日が来てほしいです。

・自分の意見と人の意見がちがっておもしろかったです。一人一人ちがう意見を言っていて、ぜんぜんちがうだったので、それぞれの個性があることがとてもあった。たのしかった。

地域によってちがうところはあったけど、思っている事は同じだなと思った。

（写真は 31 条：休んだりあそんだりすることができ、またスポーツ・文化・芸術活動に参加する権利を持っています。）



自立援助ホーム流「子ども会議」

はまだ しんじ
浜田 進士（あらんの家 ホーム長）

自立援助ホーム「あらんの家」は奈良県で最初の児童自立生活援助事業として 2013 年 4 月に開設（男子ホーム 6 名定員）。自立援助ホームとは家族と暮らす権利をはく奪された 15 歳からおおむね 20 歳まで（高校など通学している場合は 22 歳まで）の青少年に対して、居所提供・生活支援・就労支援・退居者支援・社会的自立の促進を行う社会的養護の小規模施設である。1998 年に児童福祉法による第 2 種社会福祉事業として位置づけられ、2009 年には児童保護措置制度に組み込まれ急増した。現在全国に 143ヶ所が運営されている。

あらんの家は、現在 6 名（17 歳 4 名、19 歳 1 名、20 歳 1 名）が利用している。児童養護施設だけではなく、一時保護所を経由して家庭からも受け入れている。利用者は、就労して毎月の寮費を払い、貯金をしながら一人暮らしを目指す。高校を中退した利用者が多いが、通信制や定時制に学びなおすケースが増えている。利用者の主体性を大切にはしているが、おとなから裏切られてきたからか、「子ども会議」という形では、おとなの誘いには乗ってこない。子どもの意見の尊重の原則のあらわれ方がある日のエピソードを通してお伝えする。

ある晩、消灯時間を過ぎた 23 時 30 分から台所で A くん 3 人とホーム長がお弁当作りを始める。最初はいいやだった A くんも料理好きの B くんにも教えてもらいうちにノリノリに。色合いの良いお弁当ができたので、「ホーム長、写真撮って！FB にアップして！」と。激しい言葉の投げつけあいから一転なごやかなひとときとなった。（添付写真）



どうしてこんなことになったかという。4 日前、17 歳 3 名と 19 歳 1 名が 20 時 30 分に外出したきり戻ってこない。帰宅したのは 25 時 23 分。詳細は書けないが、タイミング的にもメンバーの組み合わせも最悪の事態。ホーム長からは、何が問題だったか反省文を書くこと、そして、面談すること、高齢者デーサービスに行っている利用者も含めて自分でお弁当を作することを指示した。その後、児童相談所とも面談も行われることに。

その晩は、反省文をもとに、個別の面談をする時間。まず利用者たちは「反省文を書いたから明日から弁当を作ってほしい」「職場でお弁当がないと困る」「カッコわるい」と主張。すでに 2 回から 3 回はお弁当抜きを経験しているのでみんな必死。「自分でコンビニでは買うのはもったいない」

そこからエスカレートして「あらんの家は、『家族』なんだから親としてお弁当を作るのは当然だ」「寮費を毎月払っているから、こんな門限破りぐらいでなんでお弁当抜きやねん！」「普通の親ならお弁当つくるやろ！」しまいには「国からお金もらってるやろ！！」みたいな発言もでて、ホーム長も言い返すので、とうとう和室で大討論会（笑）

実は、ここから学びが多くて、もっともっと子どもたちの語りたいことが出てくる。職場の労働環境のしんどさ、高齢者さんとの人間関係、通信制高校での生活、職場と学校では「いい子」を演じているから、どうしても「家」ではそのストレスを発散したくなる。甘えたくなる。でも、その発散の仕方を一緒に考える。さらには、自分の家族のこと、過去のお弁当にまつわるエピソードが出てくる。「あたりまえ」って何か、「普通」って何か、「将来はどんな生き方したいか」がちゃんと出てくる。私（ホーム長）も言い過ぎたな、と思う瞬間。ほんまごめん。

長いやりとりのあと、「まずはコンビニで買わずに、あらんの家にはいただいたお米や野菜等食材、冷凍食品があるから、今からでもお弁当を作ろう！」という話になる。その上で、各自の勤務日や通信制スクーリングに合わせて本来なら火曜日までお弁当を作らない予定だったが、翌日から再開するもの、火曜日から再開するなど、少し早めの解除となった。

みんなが寝静まった 25 時 20 分ごろ、ノックの音。ひとりだけ反省文を書いてなかった利用者 C くんが「書いたで！」と白いノートを手渡してくれる。

そこには、謝罪の気持ちだけではなく、あらんの家の問題点など、言いたいことがいっぱい書いてあったけど、遠慮せずに表現してくれることが嬉しくて、ウルウル。あかん、50 歳過ぎると涙腺ゆるい。

文書の最後には以下の文章が「自分は、小さいころから〇〇に虐待されて非常に辛い思いをしたし、ここ数ヶ月はだいたいいろんなことがあり、大変な思いをした。けれどあらんの家にはいた〇ヶ月は非常に楽しく幸せな時間を過ごせたと思います。（中略）これから今いるあらんの子もそうだし、これから入ってくるあらんのメンバーといろいろあると思いますが、頑張ってください。これからも僕のことを忘れてほしくないし、応援してほしいと思います。」

あらんの家は、スタッフが個性豊かで、いろんな意味で自由で非常に素晴らしい時間を過ごせました。本当に楽しかったし、感謝しています。」

こちらこそ、ありがとう。

（文書も、写真も 本人から掲載の許可をもらっています。）

ようやく日本政府が報告書を提出！

－国連・子どもの権利委員会、 第4回・第5回統合報告書から－

ひらの ゆうじ
平野 裕二（子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議）

日本政府は、2017 年 6 月末に国連・子どもの権利委員会（以下「委員会」）に対する第 4 回・第 5 回統合定期報告書（提出期限：2016 年 5 月 21 日）を提出し、7 月 12 日に外務省のホームページで公表した。報告書には国連総会決議に基づく分量制限（現在は 21,200 語以内）があることから、別添文書 3 点（関係法令の概要／各省庁の取組／統計資料）が合わせて提出・公表されている。

前回の審査は 2010 年 5 月末に行なわれたが、今回の報告書で取り上げられているのは、第 3 回報告書でカバーされていなかった 2006 年 4 月以降、2016 年 3 月までの 10 年間にとられた諸施策である（ただし重要な施策や法改正については 2016 年 10 月まで報告対象に含まれている）。また、2010 年 5 月末にあわせて審査された「武力紛争における児童の関与に関する選択議定書」および「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する選択議定書」の実施状況についても、フォローアップの情報が記載されている。

委員会による審査の日程はまだ確定していないが、報告書の提出順に審査が行なわれていくとすれば、2019 年 1 月の会期（第 80 会期）になる見込みが高い。ただし、2018 年 9～10 月の会期（第 79 会期）になる可能性も残されている。

依然として不十分なままの報告内容

第 1 回報告書のころからあまり変わっていないことだが、日本の政府報告書では多くの分野で重要な論点やデータが欠落しており、子どもたちの実態や施策の効果が浮かび上がってこない（以下、〔 〕内の数字は政府報告書のパラグラフ番号）。

今回の報告書で何より驚かされたのは、多数の子どもたちの権利に重大な影響を及ぼし続けている東日本大震災と福島原発事故（2011 年 3 月）について、ほぼまったく言及されていないことである。東日本大震災については、条約 12 条（子どもの意見の尊重）との関係で、復興の過程で子どもたちの意見を聴いているという趣旨の記述がわずかに見られる〔37〕に留まる。多くの親子に不安を抱かせ続けている福島原発事故に至っては、まったく触れられていない。

子どもの貧困についても、子どもの貧困対策推進法の制定および子供の貧困対策大綱の策定〔14〕などの取り組みについて簡単に報告されている程度で、子どもの貧困率やひとり親世帯の貧困率をはじめとする関連のデータは提示されていない。前回の総括所見で、近年の経済・労働政策が親（とくにシングルマザー）に及ぼしている影響にも言及されていたことを

考えれば、著しく不十分な報告内容である。

意図的な実態隠しを図っているとは思えないほど重要なデータを省略する傾向は、とりわけ教育分野で色濃く見られる。これも従来から一貫してみられる傾向で、今回も、教員等による体罰〔73〕やいじめ〔74・120・124〕の問題について、取り組みについての説明はあっても、教職員の懲戒件数やいじめの認知件数といった具体的な数字はまったく挙げられていない。その一方で、委員会がかねてから日本の教育の競争主義的性質を問題にしてきたことについて、「仮に今次報告に対して貴委員会が……〔これまでと同様の〕認識を持続けるのであれば、その客観的な根拠について明らかにされたい」〔123〕などと注文をつけている。また、「学校においては、校則の制定、カリキュラムの編成等は、児童個人に関する事項とは言えず、第 1 2 条 1 項でいう意見を表明する権利の対象となる事項ではない」〔38〕という一方的な解釈を今回の報告書でも繰り返しているが、このような解釈は国際的に通用せず、「社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重されるよう努めることを求めた改正児童福祉法の規定（2 条 1 項）にも矛盾するものである。

また、委員会の前回の勧告を踏まえた記述を試みようとする姿勢はうかがえるとはいえ、多くの記述は単に形式的に前回の勧告に触れているに留まる。とりわけ、「子どもの権利に関する包括的法律の採択」の検討（前回の総括所見パラ 12）や「包括的な差別禁止法」の制定（同パラ 34(a)）についての勧告が無視されていることは、これまでに触れてきたこととあわせて、子どもの権利保障に対する政府の誠実さを（いままさながらとはいえ）疑わせるものである。

子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議（事務局・子どもの権利条約総合研究所）としては、他団体と協力しながら、条約の実施状況をできるかぎり総合的に検証と、それを踏まえて委員会に有用な情報を提供していくことで、次回の報告書審査を日本における子どもの権利保障の向上につなげるために全力を尽くしていきたい。（ひらの ゆうじ）

◆報告書関連の資料は以下のサイトを参照。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>
（外務省「児童と人権」のページ）
<https://www26.atwiki.jp/childrights/>（筆者のサイト）

失敗してもいいんだよ

—子ども文化と少年司法—

竹原幸太：著

A5 判 160 ページ 並製

定価：1,200 円＋税



— 目次 —

- 1 章 少年事件に見る思春期の発達困難
- 2 章 子どもの育ちを支える少年司法の仕組みと専門職の仕事
- 3 章 当事者による非行克服過程の発信とその課題
- 4 章 少年司法の行方と展望
- 終章 「悪さ」・「つまずき」・「失敗」を「育ちの栄養素」に変える「子ども文化」と「甦育」の視点
- 寄稿 失敗する権利・やり直す権利・立ち直る権利 —「子どもと司法」と「健全育成」(増山均)

本書は、少年事件や少年司法について、管理・押さえつけ教育や法の厳重化を問題視し、事件の加害者・被害者の少年やその周囲を取り巻く環境や、子どもの更生に必要な働きかけのあり方について、様々な事実とともに、少年司法初心者にもわかりやすくまとめられたものである。

1 章では、過去の「残虐」とされる少年事件の背景を描き、事件を起こしてしまった少年に共通のものがきや行動が、世間で言われるような表面的な批判ではなく、少年たちのルーツや事件を起こすに至る過程に注目し、紹介されている。

つづく 2 章では、少年法について、古くから幼年者に配慮する意識が存在した一方で、幼年者も成人と同じ仕打ちがされた時代もあることに触れながら、現代までの少年法の歩みを記している。

3 章では非行と向き合う本人や親たちに対するサポート団体や取り組み、またその過程での苦悩が書かれている。ここでは「ティーンコート」と呼ばれる、10 代の有志の少年たちが 10 代の加害者少年の処分を決めるといったアメリカの一部の州で行われている取り組みをはじめ、様々な「ピア・サポート」が紹介されている。

さらに 4 章では、少年法改正について、2000 年より「保護」よりも「罰」が求められて改正が繰り返されていることが述べられている。これに対して、国連子どもの権利委員会が勧告したにも関わらず、その改正の方向性が変わらないことに触れた上で、修復的司法として加害者と被害者双方の対話から、少年が人の感情を理解することが問題解決につながると述べられている。

終章では、子どもの「悪さ」は多様な学問の視点から扱われ、線引き出来ないものと記される。そして、「悪さ」は自立につながる育ちの要素であり、子ども同士のかかわりの中でやっていいこと・悪いことのけじめが芽生えたと述べ、そういった観点での支援が主張される。

本書を読むと、「少年事件」や「少年法」を自分には関係ない他人事と思っ

てはいられなくなる。少年事件はいつでも誰にでも起こりうるのだと。本書で紹介されていた事件の加害者は、周囲から「いい子」として扱われてきた子どもが多かった。その原因として、学力が優れた「いい子」の中には、幼少期の遊びが奪われた結果、他者への共感や洞察力が低いと述べられており、他者理解の感覚を培う等といった社会復帰のための教育的働きかけが重要であると述べられている。これは事件を起こした少年の更生だけではなく、4 章に述べられているように、学校やその他の教育機関においても、いじめ問題への対策やコミュニケーションスキルの育成として効果的な働きかけであると感じた。ただ罰を与えるだけでは再犯防止や事件予防にはならず、さまざまな事例とともに本書で繰り返し述べられている、「対話」が必要なのだということがひしひしと伝わってくる。本書は、少年事件への考え方や、子どもとの関わり方を捉え直す上で、読むべき一冊であると感じた。

おおつか さき
大塚 咲希 (早稲田大学大学院)

編集後記

ある小学校の図書室に入ったときに、『子どもの権利条約』という本が多数あるのが目にとまりました。私はささやかながらも権利条約普及を意識してきた人間として喜びを隠せず、司書さんにその気持ちを伝えました。と同時に、その学校の蔵書が他校とは異色であることも感じ取っていたので、そのことも含め会話を展開してみました。「先生！トマトの本ある？」と図書室での調べ学習にくる児童に、彼女は「トマトの本？トマトの本はないかなあ〜」とだけ答える。すると、「えー、トマトの本ないの〜、じゃあ、〇時間目の授業は何もできないや〜」と児童。そこで、「トマトのことだけ書いてある本はないけれど、野菜の本とか、食べ物の本ならあるよ。」と言うと、「だって、僕はトマトのことを調べるのだから、トマトの本がなきゃ何もできない！」と、ここまで言ってもまだ気づかないのだそうです。このやり取りから、皆さんは何をお感じになられたでしょうか？

蔵書の特異性に関しては、購入図書を選択を教師がしたか、司書がしたかで変わってくるのだそうです。教師は上記のような調べ学習の際に資料としての図書が一律に行き渡るように同じ本を 30 冊ずつ買ったがる。司書は限られた予算の中で子どもの情緒的成長が望めそうな読み物を買いたがるのだそうです。その学校の蔵書に関しては、教師側の意向が強く表れていたようです。互いの専門性の対立と言えるでしょうか？どこで折り合いをつけると「子どもの最善の利益」が保証されるのでしょうか？子どもたちの意見も聞いてみたいと思いました。

ウサギはどうして月までいってお餅をついているのか？子ども時代にはそんなことも真剣に考えてほしいものです。私はこの疑問を今も抱えて生きています。

「子どもの権利条約」No.129 号 2017 年 9 月 15 日発行

★発行 (季刊・年 4 回)
子どもの権利条約ネットワーク
Network for the Convention on the Rights of the Child
〒152-0034 東京都目黒区緑が丘 2-6-1
TEL&FAX 03-3724-5650
E メール info@ncrc.jp
ホームページ <http://www.ncrc.jp/>
★発行人 喜多明人
★編集人 喜多明人・堤佐知子
★年会費 5000 円 学生 3000 円
18 歳未満 1000 円
*郵便振替 00180-2-750150
*ゆうちょ銀行 〇一九店 当座 0750150
ドコモ/ケンリジョウ/ヤクネット/ワーク
★印刷 (株) 第一プリント